

令和6年1月定例教育委員会 会議録

1月定例教育委員会を令和6年1月19日（金）午前10時 市役所301会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 小倉志保 委員 堀 美鈴
委員 木澤和子 委員 渡邊智治 委員 野副紫をん

事務局 長谷川教育部長 小幡子ども・子育て監

【学校教育課】 大黒課長 高木主幹 山田統括主査
野口指導主事 酒井指導主事

【文化スポーツ課】 坂野課長

【歴史まちづくり課】 加藤課長

【子ども未来課】 上原課長

記録者 学校教育課 和泉 山田

傍聴者 0名

◆次 第

- 1 開会
 - 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
 - 3 付議事件の審議
 - 第43号議案 令和6年度全国学力・学習状況調査への対応について
 - 第44号議案 犬山市立学校管理規則の一部改正について
 - 第45号議案 犬山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について
 - 4 通信及び請願
 - 5 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告
 - (2) 令和5年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について
 - (3) 2月・3月行事予定表について
 - (4) いぬやまランニングフェスティバル最終申込み状況について
 - (5) 不登校状況調査について
 - (6) いじめ防止に向けて
 - 6 自由討議
 - 7 その他
 - 8 閉会
-

◆議事内容

<p>教育長:</p>	<p>開 会</p> <p>ただ今より1月定例教育委員会を開催します。</p>
<p>教育長:</p>	<p style="text-align: center;">教育長報告</p> <p>皆様おはようございます。本日は定例教にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。令和6年、2024年が幕開けとなったわけでありませけれども、年明け早々大きな地震があったり飛行機事故があったり、或いは全国各地で大きな火災があったりして、大変な年になりそうなそんな走り出しではございますが、どうか皆様方にとって今年一年が良い年であるように祈るばかりでございます。田中前委員の任期が昨年12月24日をもって満了となりました。新たに野副紫をん委員が就任をされました。田中委員には本日午後、原市長より感謝状が手渡されることになっております。野副新委員はこの後ご挨拶を賜りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い致します。</p> <p>さて、教職員の人事につきましては一段落ついたところでございまして、1月9日火曜日に教育長の一次面談が、そして2月1日木曜日に教育長の二次面談が予定をされておまして、その時点でおおよその形が整ってまいります。委員の皆様方には2月27日火曜日次回の定例教の折りにご協議をいただくとともに、3月13日水曜日3月の定例教でご承認をいただき、人事の内申が確定をするという流れになっております。委員の交代もありまして新しいメンバーでの犬山市の教育委員会が再始動をいたしますけれども、犬山の子どものために、犬山市民のために、その責務を果たしてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>それではただいまより令和6年1月の定例教育委員会を始めさせていただきます。冒頭で申し上げました野副委員からご挨拶を賜りたいと思えます。よろしく申し上げます。</p>
<p>野副委員:</p>	<p>野副紫をんと申します。名古屋経済大学で学生相談室という学生さんの相談に乗る場所がありますけど、そこで主にカウンセリングを行っております。専門は臨床心理学という心の病気を対象とする学問ですけど、公認心理師という資格と臨床心理士という心理の治療の方の資格を持っております。今回ご縁があって、田中委員の後任としてこちらに従事させていただくことになりました。私は家が犬山市ではありません。地元ではないということではいろいろわからないことはたくさんあるかと思いますが、逆に外からの目、外から見たところで地元の方と違うようなご意見を申し上げることができるのではないかとこのころに期待をして、未熟ではございますけどぜひ犬山市の皆様のお力になればと思っております。ご指導ご鞭撻どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>教育長:</p>	<p>ありがとうございます。次第の1. 開会、2. 教育長報告それから、今、前回の会議録の署名が回りましたので、次第の1、2が終了いたし</p>

	ました。それでは、付議事件の審議に移りたいと思います。
教育長:	<p style="text-align: center;">第43号議案</p> <p>第43号議案「令和6年度全国学力・学習状況調査への対応について」、事務局お願いします。</p>
酒井 指導主事:	<p>この案を提出するのは、令和6年4月に実施される令和6年度全国学力・学習状況調査への対応を定める必要があるからです。1ページ目の実施要領をご覧ください。令和6年度全国学力・学習状況調査は4月18日木曜日に実施する予定です。調査の目的は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るということ。2つ目に学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てるとということ。3つ目にそのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するという3点があります。令和6年度の全国学力・学習状況調査の調査事項につきましては、教科に関する調査は小学校は国語と算数、中学校は国語と数学です。また教科に関する調査以外に生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査もあります。児童生徒質問調査に関しましては各学校の状況に応じて、4月10日から30日までの間で適切に実施することになっております。また、4月に保護者向けに配布するプリントでは、不参加の選択肢もあることを伝えてあります。もし不参加を申し出た場合欠席ではなく欠課とし、不利な扱いを受けることがないようにしています。調査結果につきましては、一人一人の子どもたちに配付する際に、ただ配るのではなく個別に声かけをし、見方の説明を加えて丁寧に返しております。また、各学校より調査結果を受けまして、学校としての傾向を把握し、各学校で対策をさせていただいております。子どもの学習状況の評価を踏まえた授業改善や個に応じた指導の充実、指導計画の改善に取り組むことを確認し、全国学力・学習状況調査の結果を教育活動の見直しなどに役立てていこうと考えております。</p>
教育長:	<p>事務局の方から全国学力・学習状況調査の対応について、参加の方向での提案があったわけですが、これについては平成19年度からスタートしまして、19年度20年度の2年間、全国で唯一犬山市だけが不参加をいたしました。その後いろいろありまして、21年度からは参加をする方向に切り替わっていったわけですが、いろいろご意見はあると思いますが、今、事務局からは参加の方向でということでしたので、これに対してご異論がもしあるようであれば、ご意見をお伺いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。特にご異論はないですか。</p>
教育長職 務代理者:	<p>異論ではないですが、不参加を表明された児童生徒というのは実際にいるのかどうかを、お答えできる範囲でいいですけど伺いたいです。</p>

酒井 指導主事:	今年度より前に関しましては今、手元に資料がないので確認ができませんが、令和5年度につきましては、各学校よりそのような報告は受けていないので0人です。ただ、不登校等でどうしても当日欠席という児童生徒に関しましては、受けていないことはあります。また特別支援学級に在籍する児童生徒に関しましては、受けられないこともありますので、その時は受けていないこともありますけども、自らの意思で受けないというところは聞いておりません。
教育長:	これは各学校に対して調査をするというわけではなくて、国が市町村単位で調査の依頼をするわけですので、例えば犬山市であれば、犬山市の教育委員会が参加をしますということであれば、14小中学校すべて参加の方向にまいますし、逆に犬山市の教育委員会が参加をしないということであれば、14小中学校すべて参加をしないということになります。特によろしいですか。
教育長職 務代理人:	教育委員会として意思表示をする前に、児童生徒の意志表明があったかどうかちょっと知りたかったです。
教育長:	他よろしいですか。
堀委員:	私もお聞きしたいことがありまして、9ページのところに日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮ということで項目があります。やりたい、受けたいと言っても難しい方というのはいらっしゃいますか。
酒井 指導主事:	います。その際は各学校からルビを全部の漢字にひらがながつくように事前に調査がありますので、必要数を上げていただきましてひらがな対応でやっております。ただ、付きっ切りで教えることはできないものですから、そこは支援としては難しいところはありますけれども、漢字が読めないということに対応するのはルビ振りで対応している状態です。
堀委員:	その方は一応参加したということになりますね。
酒井 指導主事:	はい。
堀委員:	ありがとうございます。
教育長職 務代理人:	逆に提案で、そういう問題を用意してください、今後も海外からのいろんな多様性に対して対応できる問題を提供してくださいということは、提案として出させてもらってもいいかなと思います。
教育長:	日本語だけの問題用紙ではなくて、英語はもちろんですけど、ベトナム語、スペイン語いろんな語学に対応した問題を作ってほしいと、こういう意見があったということは、また何かの機会に伝えていただければと思います。多分犬山よりももっと深刻な市町があると思います。他どうですか。
野副委員:	今の報告に対して海外の方がいらっしゃるといっているので、大学入学共通テストでも、事前に難しいという場合は申請するという形をとっ

	て、その人に対してルビがあるとか、試験時間を延長するとかそういう対応をするので、もし事前にそういう必要があるという生徒さんを把握出来ていれば、申請に対してそういう配慮を提供するというシステムなので、それも参考にさせていただけるといいと思いました。
教育長:	特別な配慮の必要な児童生徒に対しては、できる限りの配慮をしていただくような体制づくりをするのも一つというご意見だと思いますので、これも併せて国の方へお伝えいただければと思います。 では、第43号議案「令和6年度全国学力・学習状況調査への対応について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。では犬山市教育委員会としては、令和6年度全国学力・学習状況調査に参加するということで、この件は承認されました。 続いて、第44号議案の審議に入ります。
教育長:	第44号議案 第44号議案「犬山市立学校管理規則の一部改正について」、事務局をお願いします。
大黒課長:	この案を提出しますのは、学校の職員の組織及びサービスの規定につきまして、改正する必要があるからでございます。新旧対照表でご説明します。新たに目次を加えまして、第12条の9第3項に、事務職員が教職員との適切な業務の連携及び分担の下、積極的に参画することが望ましい職務の内容として、別表2を加えるものでございます。別表2ですが、区分で校務運営の中に、学校組織運営に関することや、教育活動に関すること、学校評価に関することなどを加えさせていただきます。附則といたしまして、この規則は公布の日から施行とさせていただきます。
教育長:	これにつきまして何かご意見ご質問おありでしょうか。
教育長職務代理者:	12条の9第2項は「職務内容」を「職務の内容」と改定されていますが、別表第2（12条の9関係）の区分のところは「職務内容」のままです。ここは「職務の内容」に改定しないのか気になります。
大黒課長:	これは別表第1というのも「職務内容」となっているので、条文の中は改正させていただきますけれども、表の中は、「職務内容」ということで、別表第1と同一の表記でいきたいと思えます。
教育長:	要は同じことを「職務内容」というのか「職務の内容」というのか、同じことを言っているなら統一したほうがいいのではないかと、多分ご意見だと思います。
大黒課長:	わかりました。「職務の内容」で統一したいと思えます。
教育長:	では、第44号議案「犬山市立学校管理規則の一部改正について」は「職務内容」とあったものについては、すべて「職務の内容」で統一をするという方向でいきたいと思えますが、ご異議ありませんか。お認め

	いただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第45号議案の審議に入ります。
教育長:	第45号議案
教育長:	第45号議案「犬山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」、事務局お願いします。
大黒課長:	この案を提出しますのは、令和6年度に予定しております市の機構改革によりまして、教育委員会の権限に属する事務の一部、子ども未来課が所管する犬山市立幼稚園に関する事務でございますが、そちらを市長の補助機関である職員をして補助執行させるため必要があるからであります。第1条ではこの規則の趣旨を、第2条では事務の補助執行を、第3条では補助執行事務の専決につきまして、第4条は報告、第5条では雑則を定めまして、附則として、この規則は令和6年4月1日から施行するものです。なお、令和5年12月の定例教育委員会第42号議案でしたが、この審議後に市長へ協議の依頼を提出いたしました。その後、令和5年12月28日に市長から同意する旨の文書を受けています。
教育長:	機構改革によりまして、令和6年度から子ども未来課がこれまで教育委員会に属していましたが、市長部局に戻るようになった関係で、犬山幼稚園、本来は文科省の管轄になるものですから、教育委員会が本来やるべきかもしれないですけど、それに伴って市長部局のほうでという規則になります。これにつきまして何かご意見ご質問おありでしょうか。 では、第45号議案「犬山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	通信及び請願
教育長:	通信及び請願はありますか。
事務局:	ありません。
	協議・連絡
教育長:	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
坂野課長:	令和5年12月12日から令和6年1月5日の期間に後援名義使用を承認した事業は3件で、いずれも継続事業で今回は新規事業はありませんでした。 事業No.1「2024子どもジオ自然体験活動」につきましては、福井市少年自然の家を会場として開催される自然体験交流会です。 事業No.2「彫刻村2024展」は、愛知県芸術文化センターで開催される彫刻展です。

	<p>事業No.3「第26回大縣神社梅まつり茶会・いけ花展」は犬山市文化協会茶華道部が主催で行われます。</p> <p>いずれの事業も毎年開催されている事業でございます。</p>
教育長:	<p>これについて何かご意見ご質問おありでしょうか。</p> <p>次に「令和5年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について」、事務局お願いします。</p>
大黒課長:	<p>今回、要保護及び準要保護については、準要保護で2世帯4名を認定とさせていただきます。また、特別支援教育就学奨励費につきましては、新たに1名の方を認定とさせていただきます。こちらについては世帯の所得に応じて支給を決定させていただきます。</p>
教育長:	<p>これについて何かご意見ご質問ありますか。</p> <p>次に「2月・3月行事予定表について」、事務局お願いします。</p>
野口 指導主事:	<p>2月6日公立の推薦特色選抜、面接検査が予定をされております。それから2月22日公立一般入試学力検査、26日27日には面接ということで、中学3年生の子たちにはぜひ体調に気をつけて頑張りたいと思います。3月になりますと3月5日中学3年生修了式、そして翌日6日には中学校卒業式ということで、義務教育9年間学んだ子たちは巣立っていきます。それから3月18日は小学6年生修了式、19日には小学校卒業式、そして22日に小中学校の修了式、未来園・幼稚園の卒園式が予定をされております。あと2月の定例教育委員会が2月27日、3月の定例教育委員会が3月13日に予定をされております。</p>
教育長:	<p>何かご質問おありでしょうか。</p> <p>次に「いぬやまランニングフェスティバル最終申込み状況について」、事務局お願いします。</p>
坂野課長:	<p>昨年に続き今年度2月11日に開催を予定しておりまして、事前申し込みをいただいております、この申し込みについては1,490名で、昨年の実績は1,306名でしたので、昨年に比べまして184名ほど増加をしています。内訳としましては1キロの部が452名、3キロの部が1,038名で、いずれも昨年の実績より増えているという状況です。参加申し込みは当日の受け付けも行いますので、窓口申し込みと合計したものが最終的な申込者数になりますので、こちらが確定しますのは大会当日になります。</p>
教育長:	<p>何かご意見ご質問おありでしょうか。</p> <p>次に「不登校状況調査について」、事務局お願いします。</p>
酒井 指導主事:	<p>令和4年度の不登校児童生徒の推移になります。令和4年度は令和3年度と比較して、全国、愛知県、犬山市ともに出現率については増加しております。犬山市においては令和4年度、国や県よりも出現率が多くなっているという状況であります。AからDにつきましては、犬山市を除いた他の市町の出現率の推移になっております。文部科学省では、こ</p>

	<p>の増加の要因をコロナ禍による臨時休業や様々な制約によって生活リズムが乱れたこと、また交友関係を築くことが難しくなったことにより登校意欲が湧きにくい状況になったというのが要因の1つとして考えられると分析をしております。ただ、不登校の原因につきましては文部科学省が考える要因の他にも様々な要因が関係しており、学校や家庭などの問題も複雑に絡み合っているのが現在の状況です。犬山市におきましても、毎月出欠状況の確認をし、連続して欠席が続く児童生徒につきましては、学級担任を中心に学校より声かけをしていただいています。市教委としても児童生徒の登校状況を把握し、学校と連携しているのが現在の状況です。また、児童生徒が安心して生活できる場所として、教育支援センター「ゆうゆう」「わいわい」で、児童生徒の受け入れを行っております。市内の中学校におきましては、不登校などの生徒の居場所として校内支援ルームや多目的室の活用も行っているのが現状です。学校への登校だけでなくその児童生徒が安心して生活できるように、今後も学校を中心に市教委も連携して、児童生徒の安心できる居場所づくりに取り組んでいる最中です。</p>
教育長:	<p>不登校の原因はいろいろありまして、なかなかいろんな手を打ちますが登校ができない子どもはいます。学校現場としては新たな1人を作らないということで、教育活動を進めていくわけでありますが、これを見てみると犬山よりも多いところがあります。多いからいけないとか少ないからいいという問題ではないと思います。それこそかつて、ここでも不登校についていろいろご意見を伺ったことがありまして、学校関係者というのはやっぱり、できる限り学校に来るようにしたいなという願いをもっているわけでありますが、委員の皆さん方のご意見で、その子なりの居場所があってその子なりの学び場があれば、学ぶ方法があれば、あえて無理に学校へ行かせる必要はないのではないかというご意見が随分私の中にインプットされてきまして、私の考え方自体も、学校へ無理に行く必要はないな、その子なりの居場所とその子なりの学びがあればそれも1つかな。そんなこともあって「わいわい」という教育支援センターを昨年度から作ったということがあります。これについて何かお尋ねになりたいこと、ご意見おありでしょうか。</p>
教育長職務代理者:	<p>私も不登校についてはすごく調べて研究したことがあります。まずこのグラフを見ると、平成28年と令和2年は上がっているのが非常によくわかります。要因は令和2年はコロナですが、平成28年は教育機会確保法、学校へ行かなくても大丈夫だよという法律ができたから、急に変わってきたというのは全国的なものです。それで先ほど教育長もお話されたように、いろんなところで教育を受けられれば学校へ来なくてもいいと私は思いました。でも、学校の先生は学校においてよと、今でも変わらず一生懸命やっております。市の施策としても「ゆうゆ</p>

う」「わいわい」ができました。あとは、遠隔で授業を受けられるとか非常に令和2年から変わった部分があります。ですが2つ懸念点があります。不登校児童生徒が増えているのに、学校がなぜ嫌なのかという部分が多種多様過ぎて明確になりきれない。これから市として、多様性に向かってどうやっていくかというのは考えていかななくてはいけないと思います。もう1つは保護者の責任です。教育機会確保法というのは、他に教育の機会が確保できているから学校に行かなくてもいいですよというものであって、市が一生懸命やっても「行かなくてもいい」と言っていた親に責任があるのに、そこに関しては全くおとがめなしというのは、僕はいささかどうなのかなと思います。ですから、できる限り保護者さんに対しても「行かなくてもいいですけど、どうにかして、お子さんの教育機会を確保してあげてください」ということを今後はしていかないと、できる子も全くできなくなっていくと思います。そういう責任を保護者になすりつけるというわけではないですけど、責任を持つのは最終的には親しかいないので。もっと言うと、進学についても何についても、何もかもが先生の責任になっていて、今問題になっているのは、入試で合格しても入学金を親が支払い忘れて親が学校に責任を問うとか、ちょっとおかしな話なんですね。願書を出すのも全部学校側が用意立てていて、本当は親の責任じゃないのかと思います。学校とちょっとかけ離れてきている、親の責任がかなり薄れてきているという部分が、この不登校の大きな一つの要因かなと思います。「行かなくてもいいよ」と言って、その後の責任は親が取らない。これに対しては、やはり教育委員会から「親も責任はしっかり取ってください」と言わないと、先生の負担というのは、3年生は3月過ぎたらすごく楽になると思われますけど全く逆で、高校は特に入学する手続きが取れるまで先生がハラハラして、ある1つの学校では必ず年間1人か2人入学金を支払い忘れて大学に行けなかったという子が出ているという、ちょっとびっくりするような現象が出ていて、それをまた学校の責任にするといいます。親に向かってもう一度投げかけというか、そういうことをしていくことが、今後不登校に対して大事なことだと思いました。

教育長：

奥村委員から2点意見が出まして、1つは多様性への対応ということ、もう1つは保護者の責任ということですが、これは事務局どうこうではなくて教育委員の皆さんにこのご意見に対して、またそれぞれお考えをお持ちだと思いますのでお考えをお聞きしたいです。

まず1つ、多様性の対応。例えば犬山の場合は、多様性に対応するために、これまでの教育支援センター「ゆうゆう」に加えて「わいわい」、「ゆうゆう」は学校へ行きたいけど行けない、「わいわい」は学校へ行きたくないから行かない。その子たちの居場所ということで新たに作ったわけでありましてけれども、本来、学校へ行きたくないから行かない。

	<p>学校行きなさいという指導をするのが今までの指導だったと思いますけど、そういう子にも対応するために、「学校へ行きたくなかったら行かなくてもいいよ、でもここで生活ができるよ」ということで、今十数名の子たちがこの「わいわい」に来ています。「ゆうゆう」は二十数名ですね。</p>
山田統括主査:	<p>現在入室者数は、「ゆうゆう」は29名、「わいわい」は16名になります。</p>
教育長:	<p>そういう子たちは、ここにはカウントされていませんね。</p>
山田統括主査:	<p>出席と認められていますのでこの部分に関しては欠席にはカウントされていませんが、それ以外の欠席があれば不登校になる子もいます。</p>
教育長:	<p>結果的に年間30日「ゆうゆう」にも「わいわい」にも行かない、学校にも行ってないという子がカウントされてくる可能性があります。 多様性への対応については、木澤委員どうですか。今まで相談活動もされてみえるお立場として。</p>
木澤委員:	<p>昔に比べれば親さんの考え方は大分変わってきたなと思います。ただ変わっていないなと思われる点は、学校に対して相談がなかなかできない。昔から相談に乗ってくれるよと背中を押すんですけど、なぜかわかりませんが昔も今も変わらないのはそこかなと思います。もう1つは子どもさんへの対応は学校がしてくれるにしても、親さんへの対応について、親さんの不安であったり不信というのはもっといろんなところでまず聞いてあげること、聞いてもらうことで多分親さんの半分以上すっとしていると思うんですね。そうするとそこからどうしていこうかという気持ちになるんですが、とりあえず八方塞がり学校へ行かれない、何とか行ってほしいと思っている親さんが多いものですから。最初はみんなが行ってほしいと思っているんです。でもどうにもならなくなるのは時間がかかっているから。その間に相談する場所が本来は学校であると思うので、そこへ行ってもらうといいなと思うのですが、なかなかそこが最初の一步までいかない、半歩ができていない。昔も今も変わっていない気がします。「ゆうゆう」と「わいわい」ができたことで親さんがすごく安心して、学校へ行かなくてもここへ行くだけでいいと思える親さんが増えてきたこと、そして児童生徒に関わってみると、ここに来たことで変わってきています。やっぱりこの場というのはよかったなと感じています。まず親さんに関わるようになれないかなというのは私の懸案です。</p>
教育長:	<p>ありがとうございます。今保護者のお話も出ましたが、不登校の子の親というのは二極化していますね。何とかしなくてはいけないという気持ちを持っていらっしゃる方と、どうにもしようがない、もういいわという方と。一概に全部の保護者をひっくるめて語ることがで</p>

	<p>きないと思いますけど。特に多様性への対応と保護者の責任というので分けなくていいので、不登校の件、奥村委員の意見も含めたところで、何かお考えがあれば思いがあれば、小倉委員お願いします。</p>
小倉委員:	<p>実際に今不登校の子の親はどういう人がいるかというお話があったように、子どもが行きたくないなら行かなくていい、やる気になれば行けばいいというよく言えば放任主義だけど、悪く言うと「子どもは子ども、私は私、あなたはあなたで考えなさい」と低年齢のところから言って、結構早いうちにちょっとしたことで「行きたくない」と言ったら「じゃあ行かなくていいんじゃない」と言って、そのまま1年生2年生からずっと不登校でいる子どももいれば、本当に苦しんで学校に行けない子もいて、その親としては行かせたい、行かせなくてはいけない。でも最終的に子どもの身体に支障が起きたら行かせないと思いますけど、そうではなくて「行きなさい」と言えば我慢して行ける、その一番苦しいところの子どもたちと親というのは、本当にどこかに相談とか話をしていけば、特にその暗めのグレーゾーンのところを拾ってあげられるならいいのではないかと思います。「ゆうゆう」と「わいわい」ができて、私たちの中ではもう当たり前になっているけどまだまだ知らない人がたくさんいて、どうしたらいいんだろうと言ってらっしゃる方もいるので、もっと「ゆうゆう」でこんな活動をしてこんなふう新しい道を見つけている子がいると、未来があるよ、ここに来たらいいよというのを、もっと周知を広げていけたらいいなと思っています。まず本当に引きこもりになってしまった子たちは家から出て、刺激を与えて、何か種を拾わないといけないから家から出してあげたい。「ゆうゆう」に行ったら種が拾える、世界が広がると私は信じているので、まずは「ゆうゆう」の活動を知ってほしいと思います。あと別のところからいくと、子どもの適正はこの環境だったらこの子は育つけど、この環境では育ちにくいというのがあると思います。それを見つけてあげられるのが先生かなと思います。先生たちもここに来ているからこの子を育てなくてはいけなくて、この子はこういう環境に行ったら育つかもしれないという、もっと広い目で見られたらいいなと思います。</p>
堀 委員:	<p>先ほど教育長が親さんにはこういうタイプとこういうタイプがあるとおっしゃったけど、私も保護者の方といろいろお会いして、一見あっけらかんとしていて子どもをほっているように見えるお母さんでも、本当はすごく苦しい思いをしていらっしゃる方もいるので、やっぱり見ただけで、このお母さん、子どもをほっているし子どものことあんまり思っていないというふうではなくて、表現の仕方が下手なお母さんはいっぱいいらっしゃる。本当はみんなお子さんを大事にいらっしゃるの、そういう見方で接しないと、この保護者はこうだからというふう</p>

	<p>に見てしまうと、その入口のところで間違ってしまうかなという気がします。</p>
<p>教 育 長:</p>	<p>先ほど小倉委員がおっしゃったように、子どもは子ども、私は私。昔は私はこの子の親だからといって、子どもの不登校に対してはすべて責任を感じていらっしゃる親さんもみえましたが、現実接していると、子どもは子どもだから子どもの人生だから、私は私の人生。この前何歳の子だったか、2週間家へほかりっ放しにしてお母さんが外へという事件がありました。ああいう方が犬山にいるとは言いませんよ。私はそういったことを申し上げたのではなくて、すべて二極化して、全部が全部ほかりっ放しということではないんです。昔は子どもを車に乗せて連れてきて、子どもが車のシートに抱きついて降りるのが嫌だと言っても、お母さんが無理やり降ろす。そんな光景はもう何度も見てきました。だけど、最近そういう状況はないということは、今すぐ何とかしなくてはいけないというのはなく、割とのんびり構えると言っては言葉が悪いですけど、不登校に対して寛容になってきた部分もあります。では渡邊委員、お願いします。</p>
<p>渡邊委員:</p>	<p>いろいろありますけど一番身近な例で、実際うちの塾に通ってきてくれている子が学校に行っていない子がいます。夏休みが終わってその子が学校に行かなくなった時に、真っ先に相談があったのは僕。どうしましょうと。ただこの場に居させてもらっているんで、一宮市も学校以外で受け入れているところがあることを知っていたのでお母さんに話をしたら、そんなところがあるんですかと学校に相談をしに行かれました。というところでいくと、さっき小倉委員が言われたように、僕たちは知っているので当たり前になってしまうけど、意外に知らない人がいっぱいいる。こういう時にどうすればいいのかわからないという人がいっぱいいるというのは現実としてあります。あまり啓蒙活動し過ぎてしまうとそちらに流れてしまうのも怖いんですけど、ただ適時書面だけではなくて、やっぱり人が発する言葉で発信する。先ほどの進路の話もそうですけども、入試のルールを知らない方がいらっしゃる。例えば多分大変だなと思うのは、ネットでの出願となった時に本当にうまくいくのかなというところでいくと、受け手側が多分受け取ってないだろうなという思いでこっちも情報発信をし続けるというか、啓蒙し続けないと、そういうしくみのところで齟齬を来たすような気は、最近ちょっとしています。あとはその不登校の理由というのは本当に様々ですけど、僕のところに相談に来るのは、大概いじめられてではなくて、学校がつまらないというのが圧倒的に多いです。例えば今不登校になっている子は、自分の校区の学校にやりたい部活動がないという理由。だからいじめられてとかではなくて、僕らが本当にわけのわからないところで出てくるのがすごく多いです。あ</p>

	<p>とは世の中の的にもそうですが、どうしても僕らはある大きな人数をまとめたいですよ。ただ、片や私立中学とかそうですし、個別最適化という言葉がもう走り出してしまっています。だからそのバランスというところを、公立の学校ということでいろんなことがある中でどうやって生徒を見ていくか、管理ではなくてどういう目で見ていくのかというところが難しいし、今後の課題になってくるのかなと思っています。</p>
教育長:	<p>ありがとうございます。では、野副委員、ご意見をお聞かせください。</p>
野副委員:	<p>まず、保護者支援はとても大事で、大学生の親でも相談室に電話してきて、「朝起きないですけど、どうしたらいいですか」とかいう相談があつて、下手すると「起こしてもらえませんか」とか、ここまでおっしゃる親ごさんもいらっしゃるぐらい、やはり保護者が親として自立できてないみたいな場合もあつたりしますけど、今「ゆうゆう」と「わいわい」というお話が出ていますが、システムもまだよくわかっていないのですが、保護者支援はどんな取り組みを犬山市としてはなされているのでしょうか。</p>
教育長:	<p>保護者の支援というと、家庭教育相談室、電話もありますし、実際に来ていただいて指導員が面談をしてやっているのもあります。</p>
野副委員:	<p>「ゆうゆう」と「わいわい」というとてもすばらしいしくみを作っている。行きたくない子も行っているというのは初めて伺ったので、すごくすてきな素晴らしいシステムだなと思いました。そういうところで、子どもたちだけでなく親がアクセスしやすい。どういうしくみでどういうことをやっているか気軽にアクセスできるような何かしくみができるのととてもいいかなと思いました。あと、学校サイドとして担任の先生がメインになってしまうかなと思いますけど、どういう形で保護者に対応しているか。例えば幼稚園とか私よく仕事で障害児の指導の先生の指導をしていますけど、そうするとやっぱり担任の先生がその子だけではなくて、保護者とどう関係を作れるかで全然子どものその後は変わってくるので、小中はなかなか難しいところはあるんですけど、担任の先生が上手にそういう専門の機関にリファできるといいのかなと思いました。保護者が楽になると、子どもって絶対安定してくるので、そこを支えるというのはすごく大事なかなというふうに経験的に思っています。というのが1点と、論点が変わるかもしれませんが、今多様な子どもたちがいて多様な受け入れシステムがあり、多様な学習の機会を提供できるようになって、選択肢となってセレクトできるのはとてもいいことだと思うんです。でも大学にいる立場として感じているのが、結構小中不登校で高校も通信に行ったけれども、途中で難しくなってリタイヤしました。その後高卒認定ということになります。高卒認定試験で大学に入ってくるという</p>

	<p>学生さんが一定数いますけれど、そうするとやっぱり圧倒的に対人関係の経験が少ないですね。社会的なスキルというのはすごく身につけていない子どもたちがいて、だから自分の好きな学びで自分の個性を活かした学びはとても素敵なことですが、どうしてもやっぱり、摩擦、対人関係というところの機会が、学校と違ってやっぱり少ないというのはすごく実感するんです。そうするとこの後大学はいいですけどその後社会に出た時のことを考えると、とても特異な才能があつてすごくプログラムができるとか、すごくそういう自分の強味がある学生さんは問題ないですけど、家で1人でできるとか。けれどその辺、社会的スキルを学ぶ機会が少なかったのではないかとこの子たちが、学校が不登校であつたという学生さんが多いのが気になりまして、その辺も多様性と学びのどういう機会を提供できるかに加えて、その社会に出た後ということまで見据えたような何か教育が考えていけるといいと思います。</p>
<p>教 育 長:</p>	<p>ありがとうございました。皆様のご意見を聞きながら、まず1つは、犬山市に「ゆうゆう」「わいわい」という施設があるということをもっともっと広く知らせたほうがいいのではないかと。中にはそうだったら皆学校へ行かずにそっちへ行ってしまうという意見もあるかもしれませんが、何も学校だけが子どもの居場所ではなくて、その子なりの居場所と学びがあれば、そういう場所があつてもいいのではないということですので、また「ゆうゆう」「わいわい」については、より広く知っていただけるような手立てを考えていけたらと思います。</p> <p>それから2つ目は、小中は居住区によって学校が指定をされます。高校大学は自分で好きな学校を選んで受験をして入っていくわけですから、選ぶことができない小学校中学校に対して何を求めるかですよね。例えば先ほど渡邊委員の方で学校がおもしろくないというのは、例えば学力の高い子たちは普通の学校の授業はやっていられないという子もいるでしょうし、中にはとてもついていけなくて、学校行ってもお客さんでという子もいると思います。かつての小中学校はこういった器に合わせて子どもたちをちゃんと右向け右、左向け左、回れ右と集団活動を教えたのですが、今はもう学校に本当に多様性ではないですが、いろんな子がいて、その子その子にあつた学びを学校が提供しなくてはいけないような状況にはなつてきていることはきています。ですから、かつてはこれは駄目あれは駄目。それこそ靴下の色まで、スカートの丈まで、髪の毛の長さまで学校は規制をしてきた。もう最近はこの駄目あれは駄目ではなくて、これでもいいよあれでもいいよ。要は規制を緩めていって、みんなが学びやすい生活しやすい環境づくりに努めているわけですが、今後もそういった傾向はどん</p>

	<p>どん広く拡大されていくと思います。</p> <p>3つ目は、子どもが行きやすいということと、親が繋がりやすいということ。当然子どもがそういった「ゆうゆう」「わいわい」へ行く家庭では、保護者が介入しているわけでありませうけど、子どもとどうこうやっているからいいではなくて、常に子どもの様子については親さんにもお伝えをしたり、或いはちょっと気になったことがあれば親さんにお伝えをして、同じ方向を見ているということですね。よくこういった不登校の対策やいじめだとかいろんな問題で、保護者と学校がちょっと考えが合わないことがありますけど、この子のためにどうしてあげるのがいいかという原点に戻れば、きっと同じ方向が向けると思います。学校と家庭が食い違うようなことがあれば、もう一度元に戻ってどうされるのがいいのかという場に立てば、また解決方法が見つかっていくことがあると思います。奥村委員のご発言からちょっと皆さんのご意見をお聞きしたわけですが、皆さんのご意見に対して、また今のお考えが何かあればお願いします。</p>
教育長職務代理者:	<p>非常に皆さん、問題として捉えてみえることとか、不登校に対して多様性とか考えていることは同じで、「ゆうゆう」と「わいわい」があるというのは他市町よりも非常に良くて、その利点をもうちょっとうまく使えたらということと、保護者さんとの連携というのは非常に皆さん同じように感じていただいていると感じて、安心したといひますか、安心出来ないですけども、この先そういうような方向でいけたら非常にいいのかなと思ひました。ただ、まだまだわからないこと、やっぱり不登校の子の気持ちというのはみんなわからない。これが多分原点になる部分だと思ひます。保護者さん自身がわからない、そこをいかにしてわかっていくというのが、やはり教育に携わる者としては大事なことだと思ひました。</p>
教育長:	<p>不登校の子の気持ちはわからないけれど、わかろうとしてやる気持ちが大事ですよ。これがなくなってしまうたら、その子はもう見捨てられてしまうことになってしまいますので。これはどこまでいってもわからないと思ひます。でも、わかろうとする気持ちは大事にして行きたいと思ひます。不登校の状況についてはよろしいでしょうか。</p> <p>続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。</p>
	<p>「いじめ防止に向けて」</p> <p>報告事案及びこれまでの継続事案のその後について説明後、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNSに関しては学校側では防ぎようがないと思ひます。親も自分の子どもがどんな SNS を使って、誰と LINE をやっているかわからない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確か誹謗中傷があるとSNS上でネットの責任者であるプロバイダー側で削除しなさいという法律ができたはずなので、これから少しずつそういうのは減っていくと思うが、SNS上での誹謗中傷を親が確認した時に、民事訴訟で本気でその子どもを訴えるということが出てくるかもしれない。それぐらいのことを学校の指導ではっきりと言わないと止まらないと思う。 ・ 書き込みした子はちょっとしたいたずらのつもりで、ネット上からもいづれ消えるものだと思っているかもしれないが、プロバイダーから削除されない限り一生残るものだ。謝って相手が表面上は笑顔で接してくれていても実は深く傷ついていて、2度とあなたの助けにはなってくれない。今後の人生において大きな損失になるというようなことも指導をしていただくことが大切である。 ・ SNSの指導は危険な事例の代表的なことが多いと思うが、もっと自分たちの身近な部分でグループLINEについて、学校に行かなくてもいいよというのと一緒に、抜けてもいいよと伝えたらどうか。そんなことで友達同士の関係が消えるわけではないし、話したければ学校に来て話せばいいと思う。受験生の賢い子はあえてネットから抜けていく。抜けない子だけがネットに受験を邪魔されて自分の行きたい志望校から落ちていく。何年も前からネットの影響で志望校に行けないという事例がたくさん出ていることも伝える。ネットから抜けるという勇気も大事だと思う。 ・ 教育委員会も学校現場からSNSのトラブルの報告がある。犯罪性が強いものはすぐ警察へ行きなさいと言っているし、保護者が警察に言うまでもない、何とか穏便に解決をしたいという思いを持ってらっしゃる事案もある。ただ、犯罪になりかねない書き込みもあるのでこれは学校でも指導はしているが、実際に子どもたちが使うのは学校を離れたところなので難しい。学校でできること、保護者にお願いしなければいけないこと、学校と保護者が一緒になってやらなければならないこと、いろいろあると思うがいろいろ手を打っていきたい。
	自由討議
教育長:	自由討議に移ります。発言ありませんか。
事務局:	ありません。
	その他
教育長:	何かありますか。

事務局:	ありません。
教育長:	閉 会 これもちまして、1月定例教育委員会を終了（11：30）させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 2月27日（火）10時 301会議室